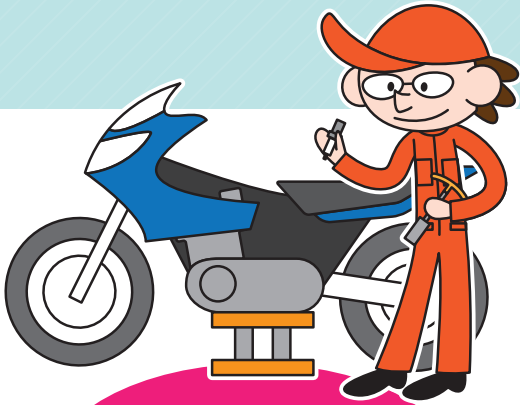


¥ 基本点検技術料

1年・2年点検

🏍️ :: 二 輪 車



専門知識を有する
プロの整備士が、
お客様のバイクの状態を
定期点検項目に沿って
確実にチェック！

基本点検技術料とは、国で定める定期点検項目を点検し、バイクの健康状態をチェックするための料金です。

二輪車の定期点検項目

(平成27年8月現在)

1年点検: **33**項目

2年点検: **48**項目

2年点検時は1年点検項目(33項目)と2年点検項目(15項目)を併せて実施。

※上記項目数は法令上の項目分けによりカウントしたものであり、カウントの方法により異なる場合があります。(点検内容は同一)
※車両の使用状況、装備等により、別途点検等が必要な場合があります。

各装置の定期点検項目一例

ステアリング装置

ハンドル操作の不具合を防止するため、「ステアリング・ステムの取付状態」等を点検します。



ブレーキ装置

ブレーキの効き不良を防止するため、「ブレーキ・ディスクの摩耗および損傷」等を点検します。



走行装置

ホイールの脱落等を防止するため「ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの緩み」等を点検します。



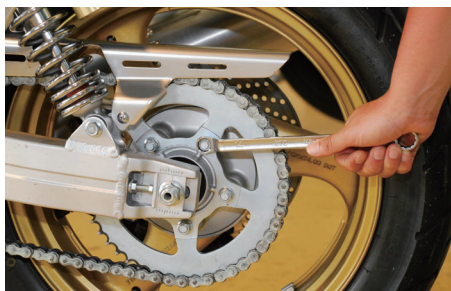
サスペンション

サスペンションの異音発生や走行安定性不良を防止するため、「連結部のがた、およびアームの損傷」等を点検します。



動力伝達装置

動力伝達不良を防止するため、「スプロケットの取付状態および摩耗」等を点検します。



電気装置

エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため「点火プラグの状態」等を点検します。



エンジン

エンジンの焼き付け防止のため、「エンジンの油漏れ」等を点検します。



ばい煙・悪臭のあるガス・有害ガスなどの発散防止装置

ブローバイガスの漏れによる大気汚染を防止するため、「ブローバイガス還元装置の配管の損傷」等を点検します。



定期点検
は、愛車を常に健康な状態
に保つために、有効な手段です。
また、故障箇所を早期発見
できるというメリット
もあります。



¥ 整備技術料

定期点検時
一般整備時

🏍️ :: 二 輪 車



整備内容の一例

定期点検や故障診断などを実施した結果、お客様のバイクが国の定める保安基準に適合しない、もしくはその恐れがある場合、当該箇所を整備するため、または別途お客様から依頼のあった整備を実施するための技術料金です。

消耗品の交換は、定期点検時に一緒に行うと、後日あらためて作業を行うよりも、料金的にお得になる場合があります。



●ステアリング・ステム・ベアリング交換

整備前



ステアリングステムベアリングに錆が派生している状態（写真は車両から取外した状態）

交換作業



ステアリングステムベアリングを分解し、ベアリングを交換中

整備後



ステアリングステムベアリングが新品の状態（写真は車両への取付前の状態）

●エンジン・オイル交換

整備前



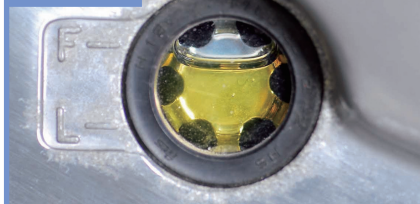
エンジン・オイルが汚れている状態

交換作業



新品のエンジン・オイルをエンジンに注入中

整備後



エンジン・オイルが新品の状態

●ブレーキ・キャリパ・オーバーホール

整備前



ブレーキ・キャリパのゴム部品が劣化し、液漏れしている状態

交換作業



ブレーキ・キャリパを分解清掃し、内部の部品を交換中

整備後



ブレーキ・キャリパから液漏れが無く、ゴム部品が新品の状態

●ドライブ・ベルト交換

整備前



ドライブ・ベルトにひび割れがある状態

交換作業



ドライブ・ベルトを交換中

整備後



ドライブ・ベルトが新品の状態

¥ 部品・油脂代

定期点検時
一般整備時

二 輪 車



点検して見つかった異常箇所を整備する場合や、お客様より依頼された整備を実施するなど、バイクを点検・整備するために必要な部品、油脂類の料金です。

自動車は数万点の部品から成り立っています。全ての部品、油脂を正常な状態に保つことにより、本来の性能を発揮することができます。



部品・油脂類の一例

エア・クリーナ・エレメント



エンジンが吸入する空気中のチリ等をろ過

ブレーキ・パッド



ブレーキ操作により車両を停止させるための摩擦材

ブレーキ・キャリパインナ・キット



ブレーキの油圧を保持し、ブレーキを効かせる

スパーク・プラグ・コード



スパーク・プラグで点火するための電力を点火装置から伝える

ステアリング・ステム・ベアリング



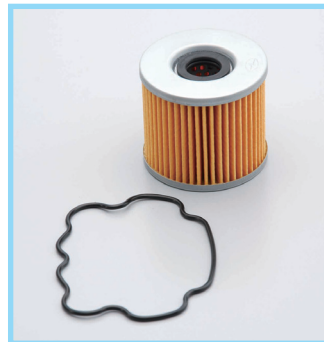
ハンドル軸受部の動きを滑らかにする

ドライブ・ベルト (スクーター等)



エンジン動力をホイールに伝える

エンジン・オイル・フィルタ



エンジン・オイル内の不純物をろ過

エンジン・オイル



エンジン内部を潤滑し、不純物からエンジンを保護

ブレーキ・フルード



ブレーキ操作力を油圧でブレーキ装置に伝える

クラッチ・シュー&ドラム (スクーター等)



エンジン動力を断続し、発進停止を可能にする

エンジン冷却水(LLC)



エンジンの熱を吸収してラジエータで放熱

パーツ・クリーナ

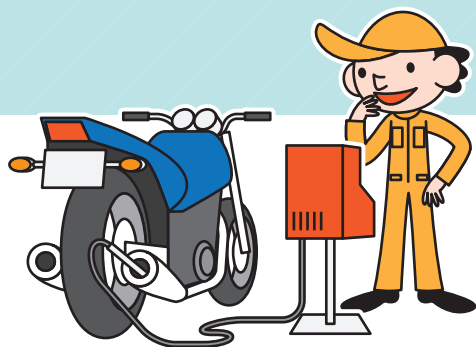


各部品の汚れを落とすための洗浄剤

¥ 保安確認検査料

車 検 時

🏍️ :: 二 輪 車



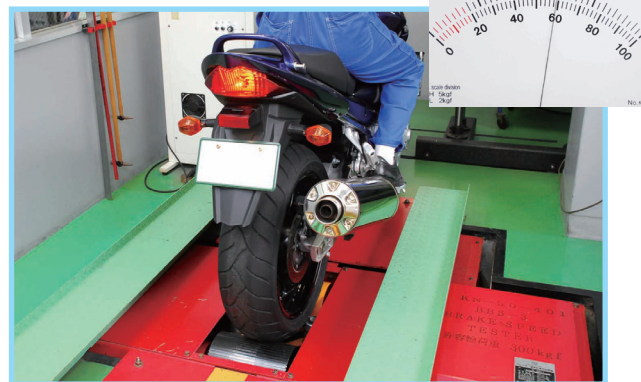
お客様のバイクが、国の定める保安基準に適合しているかを、各種検査機器等を使用して確認する最終チェックおよび車検証の記載事項と車両の同一性の確認等を行うための料金です。

主な検査内容

排気ガス測定



ブレーキ・テスト



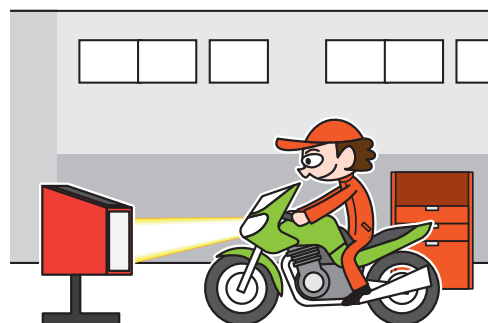
スピード・メータ・テスト



視認等による検査



ヘッド・ライト・テスト



¥ 検査代行手数料

車 検 時

🏍️ :: 二 輪 車

持込検査

指定整備



お客様に代わって運輸支局等に出向き、車検証(自動車検査証)の更新手続きを行うための料金です。

更新手続き

●関係書類

- ・自動車検査証
- ・点検整備記録簿
- ・継続検査申請書
- ・自動車損害賠償責任保険証明書
- ・自動車重量税納付書
- ・自動車税納税証明書
- (・保安基準適合証)



●運輸支局等での手続き

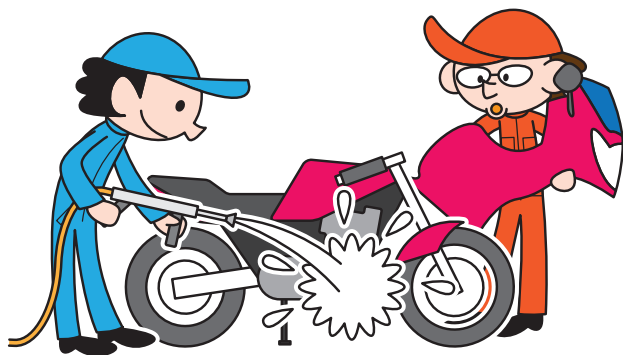




エンジン 下廻り洗浄料

定期点検時
一般整備時

🏍️ 二 輪 車



より正確な点検および整備を実施するための準備として、エンジン、下廻り等の汚れを洗浄するための料金です。

洗浄作業例





登録・車検時諸費用

自動車重量税

新車登録時に国へ納める税金となります。

新車新規登録等時 自動車重量税税額表 (平成29年5月1日現在)(単位:円)

【乗用車】

(表中の税額単位:円)

区分 車両 重量	自家用 3年						自家用 2年					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし
	免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減		
0.5トン以下	免税	1,800	3,700	5,600	7,500	12,300	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	8,200
～1トン		3,700	7,500	11,200	15,000	24,600		2,500	5,000	7,500	10,000	16,400
～1.5トン		5,600	11,200	16,800	22,500	36,900		3,700	7,500	11,200	15,000	24,600
～2トン		7,500	15,000	22,500	30,000	49,200		5,000	10,000	15,000	20,000	32,800
～2.5トン		9,300	18,700	28,100	37,500	61,500		6,200	12,500	18,700	25,000	41,000
～3トン		11,200	22,500	33,700	45,000	73,800		7,500	15,000	22,500	30,000	49,200

区分 車両 重量	事業用 1年					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし
	免税	75%減	50%減	25%減		
0.5トン以下	免税	600	1,200	1,800	2,500	2,600
～1トン		1,200	2,500	3,700	5,000	5,200
～1.5トン		1,800	3,700	5,600	7,500	7,800
～2トン		2,500	5,000	7,500	10,000	10,400
～2.5トン		3,100	6,200	9,300	12,500	13,000
～3トン		3,700	7,500	11,200	15,000	15,600

【検査対象軽自動車 (二輪を除く)】

(表中の税額単位:円)

自家用 3年						自家用 2年					
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし
免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減		
免税	1,800	3,700	5,600	7,500	9,900	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	6,600

事業用 2年					
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし
免税	75%減	50%減	25%減		
免税	1,200	2,500	3,700	5,000	5,200

【検査対象外軽自動車】

(表中の税額単位:円)

二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用
4,900	4,100	9,900	7,800

} エコカー減税対象外

(注) 2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

【小型二輪車】

(表中の税額単位:円)

自家用 3年	自家用 2年	事業用 3年
5,700	3,800	4,500

} エコカー減税対象外

※ 乗用車については、平成27年度燃費基準+5%達成かつ平成17年排ガス規制75%低減又は平成27年度燃費基準+5%達成かつ平成30年排ガス規制50%低減のものは、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録等を行った場合における納付すべき税額が本則税率による税額となります。



登録・車検時諸費用

自動車重量税

車検(継続検査)時に国へ納める税金となります。

継続検査等時

自動車重量税税額表 (平成29年5月1日現在)(単位:円)

【乗用車】

(表中の税額単位:円)

区分 車両 重量	自家用 2年							自家用 1年						
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし				
			エコカー (本則税率)	右以外	エコカー以外		エコカー (本則税率)			右以外	エコカー以外		18年経過	
					13年経過						13年経過			
	免税※1	50%減※2			H28.3.31まで	H28.4.1以降		免税※1	50%減※2			H28.3.31まで	H28.4.1以降	
0.5トン以下	免税	2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	1,200	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300
～1トン		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600
～1.5トン		7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		3,700	7,500	12,300	16,200	17,100	18,900
～2トン		10,000	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200
～2.5トン		12,500	25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		6,200	12,500	20,500	27,000	28,500	31,500
～3トン		15,000	30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800

区分 車両 重量	事業用 1年					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし			
			エコカー (本則税率)	エコカー以外		
				右以外	13年経過	18年経過
	免税※1	50%減※2				
0.5トン以下	免税	1,200	2,500	2,600	2,700	2,800
～1トン		2,500	5,000	5,200	5,400	5,600
～1.5トン		3,700	7,500	7,800	8,100	8,400
～2トン		5,000	10,000	10,400	10,800	11,200
～2.5トン		6,200	12,500	13,000	13,500	14,000
～3トン		7,500	15,000	15,600	16,200	16,800

【検査対象軽自動車(二輪を除く)】

(表中の税額単位:円)

自家用 2年							事業用 2年						
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし				
		エコカー (本則税率)	エコカー以外						エコカー (本則税率)	エコカー以外			
			右以外	13年経過		18年経過				右以外	13年経過	18年経過	
免税 ^{※1}	50%減 ^{※2}	H28.3.31まで		H28.4.1以降	免税 ^{※1}		50%減 ^{※2}						
免税	2,500	5,000	6,600	7,800	8,200	8,800	免税	2,500	5,000	5,200	5,400	5,600	

【小型二輪車】

(表中の税額単位:円)

自家用 2年				自家用 1年				事業用 2年		
右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過	18年経過
	H28.3.31まで	H28.4.1以降			H28.3.31まで	H28.4.1以降				
3,800	4,400	4,600	5,000	1,900	2,200	2,300	2,500	3,000	3,200	3,400

} エコカー減税対象外

※1 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時も免税。ただし、乗用車については、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時も免税となります。

※2 平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録等時に減免(免税、75%、50%、25%軽減)を受けた自動車については、初回継続検査時に納付すべき税額が本則税率となります。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（令和3年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和3年4月1日改定）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率（単位：円）

車 種			保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月	
乗合自動車及び けん引旅客自動車		営業用										40,490	37,830	35,110	7,950	
		自家用										13,240	12,630	12,020	5,850	
営業用乗用自動車 ※別表区分参照		A										100,300	93,120	85,800	12,560	
		B										79,890	74,260	68,500	10,990	
		C										61,040	56,830	52,530	9,530	
		D										38,460	35,950	33,390	7,790	
自家用乗用自動車					27,770	27,180	26,580	20,610	20,010	19,400	13,310	12,700	12,070	5,860		
普通貨物自動車及び けん引普通貨物自動車		営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						52,930	51,070	49,180	30,270	28,380	26,450	7,160	
			最大積載量が2トン以下のもの						36,860	35,630	34,380	21,840	20,580	19,310	6,510	
		自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						37,980	36,710	35,410	22,430	21,130	19,800	6,560	
			最大積載量が2トン以下のもの						33,840	32,730	31,600	20,250	19,120	17,960	6,390	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車		営業用						31,870	30,840	29,780	19,220	18,160	17,080	6,310		
		自家用						23,870	23,150	22,410	15,020	14,280	13,530	5,990		
小型二輪自動車					11,390	11,230	11,070	9,440	9,270	9,110	7,440	7,270	7,110	5,400		
軽自動車		検査対象車			27,330	26,760	26,170	20,310	19,730	19,130	13,150	12,550	11,940	5,840		
		検査対象外車	16,220	14,110		11,960			9,770			7,540				
原動機付自転車			13,980	12,300		10,590			8,850			7,070				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車								9,290	9,130	8,970	7,360	7,200	7,040	5,400		
緊急自動車					8,950	8,850	8,750	7,770	7,670	7,570	6,570	6,470	6,360	5,340		
商品自動車		(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		29,350	24,720	20,390	19,990	19,590	15,570	15,170	14,760	10,660	10,250	9,830	5,650	
		(ロ) 小型二輪自動車		14,210	12,490	10,870	10,730	10,580	9,080	8,930	8,780	7,260	7,100	6,950	5,390	
		(ハ) 軽自動車	検査対象車	14,210	12,490	10,870	10,730	10,580	9,080	8,930	8,780	7,260	7,100	6,950	5,390	
			検査対象外車	14,120	12,420	10,830	10,680	10,540	9,060	8,910	8,760	7,250	7,100	6,950	5,410	
特種用途自動車		(イ) 霊きゅう自動車							8,340	8,220	8,100	6,870	6,740	6,620	5,360	
		(ロ) 教習用自動車							8,340	8,220	8,100	6,870	6,740	6,620	5,360	
		(ハ) その他	a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）							23,140	22,450	21,740	14,640	13,930	13,200	5,960
			b 小型二輪自動車				15,860	15,580	15,300	12,480	12,200	11,920	9,040	8,750	8,460	5,530
			c 軽自動車	検査対象車						12,480	12,200	11,920	9,040	8,750	8,460	5,530
				検査対象外車	22,070	18,840		15,540			12,180			8,750		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240		
検査対象外被けん引軽自動車			5,300	5,290		5,280			5,270			5,270				

※ 別 表	A	東京都の特別区、大阪市、名古屋、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）
	B	北海道（札幌市を除く）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）
	C	東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー
	D	個人タクシー

（注）大阪府域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（令和3年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和3年4月1日改定）

離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率（単位：円）

車 種			保険期間		60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1 か月		
乗合自動車及び けん引旅客自動車			営業用										14,460	13,770	13,050	5,950		
			自家用											13,240	12,630	12,020	5,850	
営業用乗用自動車			個人タクシーを除く										18,930	17,890	16,840	6,290		
			個人タクシー											18,930	17,890	16,840	6,290	
自家用乗用自動車							9,300	9,200	9,090	8,010	7,900	7,790	6,690	6,580	6,470	5,350		
普通貨物自動車及び けん引普通貨物自動車			営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						21,640	21,000	20,350	13,850	13,200	12,530	5,900		
				最大積載量が2トン以下のもの						17,730	17,240	16,750	11,790	11,300	10,790	5,740		
			自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						21,640	21,000	20,350	13,850	13,200	12,530	5,900		
				最大積載量が2トン以下のもの						17,720	17,240	16,740	11,790	11,300	10,790	5,740		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車			営業用						10,330	10,130	9,930	7,910	7,710	7,500	5,440			
			自家用						10,330	10,130	9,930	7,910	7,710	7,500	5,440			
小型二輪自動車							7,130	7,080	7,030	6,520	6,480	6,420	5,910	5,860	5,810	5,290		
軽自動車			検査対象車				8,460	8,380	8,290	7,440	7,350	7,260	6,390	6,300	6,220	5,320		
			検査対象外車		6,760	6,470		6,180			5,880			5,570				
原動機付自転車					5,710	5,620		5,530			5,440			5,350				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										5,400	5,400	5,390	5,320	5,320	5,310	5,240		
緊急自動車							5,570	5,560	5,560	5,470	5,460	5,450	5,360	5,350	5,340	5,240		
商品自動車			(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）			5,960	5,820	5,690	5,680	5,670	5,550	5,540	5,520	5,400	5,390	5,380	5,250	
			(ロ) 小型二輪自動車			5,960	5,820	5,690	5,680	5,670	5,550	5,540	5,520	5,400	5,390	5,380	5,250	
			(ハ) 軽自動車	検査対象車		5,960	5,820	5,690	5,680	5,670	5,550	5,540	5,520	5,400	5,390	5,380	5,250	
				検査対象外車		5,980	5,840	5,710	5,700	5,690	5,570	5,560	5,540	5,420	5,410	5,400	5,270	
特種用途自動車			(イ) 霊きゅう自動車								5,270	5,270	5,270	5,260	5,260	5,250	5,240	
			(ロ) 教習用自動車									5,270	5,270	5,270	5,260	5,260	5,250	5,240
			(ハ) その他	a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）								6,730	6,670	6,620	6,020	5,960	5,900	5,300
				b 小型二輪自動車				5,420	5,410	5,410	5,360	5,360	5,350	5,300	5,300	5,290	5,240	
				c 軽自動車	検査対象車						5,360	5,360	5,350	5,300	5,300	5,290	5,240	
					検査対象外車	5,340	5,330		5,310			5,290			5,280			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240			
検査対象外被けん引軽自動車					5,300	5,290		5,280			5,270			5,270				

- (注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、
橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（令和3年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和3年4月1日改定）

沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率（単位：円）

車 種			保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1 か月	
乗合自動車及び けん引旅客自動車		営業用										29,270	27,460	25,600	7,090	
		自家用										13,240	12,630	12,020	5,850	
営業用乗用自動車		個人タクシーを除く										56,760	52,870	48,900	9,200	
		個人タクシー										38,460	35,950	33,390	7,790	
自家用乗用自動車					13,490	13,270	13,050	10,870	10,650	10,420	8,190	7,970	7,740	5,460		
普通貨物自動車及び けん引普通貨物自動車		営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						17,350	16,880	16,400	11,590	11,110	10,620	5,720	
			最大積載量が2トン以下のもの						17,350	16,880	16,400	11,590	11,110	10,620	5,720	
		自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						17,350	16,880	16,400	11,590	11,110	10,620	5,720	
			最大積載量が2トン以下のもの						17,340	16,870	16,390	11,590	11,110	10,620	5,720	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車		営業用						12,320	12,040	11,760	8,950	8,670	8,390	5,520		
		自家用						12,310	12,040	11,760	8,950	8,670	8,380	5,520		
小型二輪自動車					5,530	5,520	5,510	5,440	5,430	5,420	5,340	5,330	5,330	5,240		
軽自動車		検査対象車			13,490	13,270	13,050	10,870	10,650	10,420	8,190	7,970	7,740	5,460		
		検査対象外車	5,780	5,680		5,580			5,470			5,370				
原動機付自転車			5,710	5,620		5,530			5,440			5,350				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車								6,400	6,350	6,310	5,850	5,800	5,750	5,280		
緊急自動車					8,760	8,670	8,580	7,640	7,550	7,450	6,500	6,400	6,310	5,330		
商品自動車		(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		11,050	9,930	8,890	8,800	8,700	7,730	7,630	7,530	6,540	6,450	6,350	5,340	
		(ロ) 小型二輪自動車		5,700	5,610	5,530	5,520	5,510	5,440	5,430	5,420	5,340	5,330	5,330	5,240	
		(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,960	5,820	5,690	5,680	5,670	5,550	5,540	5,520	5,400	5,390	5,380	5,250	
			検査対象外車	5,780	5,680	5,590	5,580	5,570	5,480	5,470	5,460	5,380	5,370	5,360	5,260	
特種用途自動車		(イ) 霊きゅう自動車							7,120	7,040	6,970	6,220	6,150	6,070	5,310	
		(ロ) 教習用自動車							7,120	7,040	6,970	6,220	6,150	6,070	5,310	
		(ハ) その他	a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）							10,370	10,170	9,970	7,930	7,730	7,520	5,440
			b 小型二輪自動車				11,740	11,570	11,400	9,670	9,500	9,330	7,570	7,390	7,210	5,420
			c 軽自動車	検査対象車						9,670	9,500	9,330	7,570	7,390	7,210	5,420
				検査対象外車	15,610	13,620		11,590			9,520			7,410		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、 被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240		
検査対象外被けん引軽自動車			5,300	5,290		5,280			5,270			5,270				

(注) 本表は、沖縄県のうち離島(沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の
交通又は移動が不可能なもの)以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（令和3年4月1日以降始期のご契約に適用）（令和3年4月1日改定）

沖縄県の離島地域に適用する基準料率（単位：円）

車 種			保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1 か月	
乗合自動車及び けん引旅客自動車		営業用										14,460	13,770	13,050	5,950	
		自家用										13,240	12,630	12,020	5,850	
営業用乗用自動車		個人タクシーを除く										18,790	17,770	16,720	6,280	
		個人タクシー										18,790	17,770	16,720	6,280	
自家用乗用自動車					9,300	9,200	9,090	8,010	7,900	7,790	6,690	6,580	6,470	5,350		
普通貨物自動車及び けん引普通貨物自動車		営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						16,630	16,190	15,740	11,220	10,770	10,300	5,700	
			最大積載量が2トン以下のもの						15,760	15,350	14,930	10,760	10,340	9,920	5,660	
		自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						16,630	16,190	15,740	11,220	10,770	10,300	5,700	
			最大積載量が2トン以下のもの						15,760	15,350	14,930	10,760	10,340	9,920	5,660	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車		営業用						10,290	10,090	9,890	7,890	7,690	7,480	5,440		
		自家用						10,280	10,090	9,890	7,890	7,690	7,480	5,440		
小型二輪自動車					5,530	5,520	5,510	5,440	5,430	5,420	5,340	5,330	5,330	5,240		
軽自動車		検査対象車			6,400	6,370	6,340	6,030	6,000	5,970	5,650	5,620	5,590	5,270		
		検査対象外車	5,780	5,680		5,580			5,470			5,370				
原動機付自転車			5,710	5,620		5,530			5,440			5,350				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車								5,400	5,400	5,390	5,320	5,320	5,310	5,240		
緊急自動車					5,570	5,560	5,560	5,470	5,460	5,450	5,360	5,350	5,340	5,240		
商品自動車		(イ) 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		5,960	5,820	5,690	5,680	5,670	5,550	5,540	5,520	5,400	5,390	5,380	5,250	
		(ロ) 小型二輪自動車		5,700	5,610	5,530	5,520	5,510	5,440	5,430	5,420	5,340	5,330	5,330	5,240	
		(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,870	5,750	5,630	5,620	5,610	5,510	5,500	5,490	5,380	5,370	5,360	5,250	
			検査対象外車	5,740	5,650	5,560	5,550	5,540	5,460	5,460	5,450	5,370	5,360	5,350	5,260	
特種用途自動車		(イ) 霊きゅう自動車							5,270	5,270	5,270	5,260	5,260	5,250	5,240	
		(ロ) 教習用自動車							5,270	5,270	5,270	5,260	5,260	5,250	5,240	
		(ハ) その他	a 三輪以上の自動車（軽自動車を除く）							5,760	5,740	5,720	5,510	5,490	5,470	5,260
			b 小型二輪自動車				5,420	5,410	5,410	5,360	5,360	5,350	5,300	5,300	5,290	5,240
			c 軽自動車	検査対象車						5,360	5,360	5,350	5,300	5,300	5,290	5,240
				検査対象外車	5,340	5,330		5,310			5,290			5,280		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、 被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240		
検査対象外被けん引軽自動車			5,300	5,290		5,280			5,270			5,270				

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、
橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。



登録・車検時諸費用

検査・登録申請手数料

自動車の検査・登録の申請を行い、自動車検査証の交付・更新を受けるために、国や自動車検査独立行政法人へ納める手数料となります。

■登録申請手数料(一両につき)

新規登録	700 円
移転登録	500 円
変更登録	350 円
抹消登録	350 円

■検査にかかる手数料(一両につき)

【新規検査】

完成検査終了証の提出がある自動車	1,100 円
中古車で保安基準適合証の提出がある自動車	1,100 円
小型自動車	2,000 円
小型自動車以外の自動車	2,100 円

【継続検査】

保安基準適合証の提出がある自動車	1,100 円
小型自動車	1,700 円
小型自動車以外の自動車	1,800 円

【構造等変更検査】

小型自動車	2,000 円
小型自動車以外の自動車	2,100 円

(注) 平成27年8月現在

